

第5回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年5月30日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	9番 黒木 謙志 委員 11番 富井 保徳 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和5年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、4番田野敏広委員、10番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和5年第5回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。9番黒木謙志委員、11番富井保徳委員、よろしく願いします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和5年5月30日、本日1日といたしますがよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 46 番から 56 番までの 11 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 46 番と 47 番については、譲渡人が同一でありますので、同時に説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号 46 番と 47 番ですが、譲渡人が同一でありますのであわせて説明いたします。この 2 件につきましては、親子間の生前贈与になります。

申請人の譲渡人は、美郷町南郷上渡川の 79 歳の方です。

受付番号 46 番。譲受人が、美郷町南郷上渡川の 47 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字ゴシキ谷他、田畑 12 筆、8,917 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画については、それぞれ申請書明細のとおりです。

受付番号 47 番。譲受人が、美郷町南郷上渡川の 49 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字田出原、田畑 2 筆、1,169 m²であります。2 件の合計は、14 筆 10,086 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、水稻と野菜となります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、46 番・47 番のいずれも現在のところ農地の経営はありません。家族総数は、46 番は総数 4 名の労力 1 名、47 番は総数 2 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。ただ今の事務局の説明のとおり、親子間の贈与であります。譲渡人は、上渡川で建設業を営んでおります。建設業の傍ら農業もやっております。田起しは自分で行っていますが、田植えや稲刈りはライスセンターに委託しています。今回姉弟で相続しますが、実質 46 番の譲受人が農地すべてを管理するようです。何ら問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 46 番と 47 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 46 番と 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。
続きまして、受付番号 48 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 48 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 58 歳の方。譲渡人が、岡山県の 77 歳の方です。申請地は、西郷田代字長野原、畑 1 筆、1,067 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、現在栗が植わっており、そのまま栗を管理したいということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。譲受人は、今回空き家バンクに登録している譲渡人の宅地を購入した関係で、農地もあわせて購入したということです。7 ページが地籍集成図になりますが、周辺農地が農振農用地であるため、農地以外への転用はできないと説明しておりご理解いただいております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。ただ今事務局から詳しく説明があったとおりです。譲受人は元々美郷町出身で、今回県外から仕事を辞めて帰ってきたそうです。その際、空き家バンクに登録された譲渡人の自宅を購入し、それに伴い付随する畑もあわせて購入しました。現在栗が植え付けられており、そのまま収穫できそうな状況です。何も問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。
続きまして受付番号 49 番と 50 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号 49 番と 50 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 52 歳の方です。

受付番号 49 番。譲渡人が、日向市の 62 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字平城、田 2 筆、2,669 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。

受付番号 50 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 74 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字橋ノ原、田 2 筆、1,058 m²であります。2 件の合計は、4 筆 3,727 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。

契約内容は 1 つ訂正があります。49 番の対価が現金払いとなっておりますが、物納に変更したいと譲受人から訂正の申し入れがありましたので、申請書の訂正をお願いいたします。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,064 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は米の専業農家であります。以前は認定農業者として登録しておりました。49 番の譲渡人は日向市の方で、奥さんが上渡川の出身で農地の持ち主であります。ご家族が 20 年ほど前に亡くなり、農地は地元の方に管理してもらっていましたが、10 年ほど前からは譲受人が借りて管理しております。今回 5 年間の継続申請となります。50 番の譲渡人は、田は申請地しか所有しておらず、大型の農業機械も持っていないため、農作業すべて委託してましたが、全部作ってもらった方が安く上がるのではないかとということで、私の方に相談がありまして、譲受人にお願いして心よく引き受けていただきました。49 番は継続であります。どちらも問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 49 番と 50 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 49 番と 50 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。

続きまして受付番号 51 番と 52 番ですが、譲渡人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 51 番と 52 番ですが、譲渡人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲渡人は、福岡県の 59 歳の方です。

受付番号 51 番。譲受人が、日向市の 57 歳の方です。申請地は、西郷田代字添石、田 1 筆、1,928 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっています。契約内容は、申請書明細のとおりですが、申請地はぬかり田であり、とりあえず 1 年間だけ耕作したいということです。また譲受人は日向市の方ですが、西郷の知り合いと今まで一緒に農作業をやっていたので、引き続き一緒にやっていくと聞いております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地共に 0 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。通作距離は問題ないと考えます。

受付番号 52 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。申請地は、西郷田代字伊佐賀、田 1 筆、1,079 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 4,726 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。ただ今の説明のとおりですが、譲渡人については県外在住ということで、自分での管理が難しいということです。51 番の譲受人ですが、申請地の隣接地の耕作の手伝いに来ていたそうです。自分でもやってみたく、今回申請地を借りることにしたそうです。52 番の譲受人は、申請地が自身の所有する農地の並びにあるため、一緒に耕作したいということでした。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 51 番と 52 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので審議に入ります。受付番号 51 番と 52 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。

続きまして受付番号 53 番と 54 番ですが、譲渡人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 53 番と 54 番ですが、譲渡人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、美郷町西郷田代の 81 歳の方です。

受付番号 53 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 49 歳の方です。申請地は、西郷田代字下ノ小川他、田 2 筆、1,947 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 46,033 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。

受付番号 54 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 62 歳の方です。申請地は、西郷田代字小川田、田 3 筆、1,965 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 8,232 m²。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 5 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。ただ今事務局から説明があったとおりです。譲渡人は数十年前から畜産関係をやっていたんですが、年齢とともに足が弱って自分の農地を管理できなくなったので、どうにかしてほしいと私の方に依頼がありました。53 番の譲受人は、一昨年程前から親の跡を継いで畜産をしています。親も元気で労力も問題なく、本人も畜産事業を拡大したいと意欲がある方です。54 番の譲受人は譲渡人の事情を聞き、是非引き受けたいと言ってくれました。申請人 3 名の確認も取れておりますので、何も問題ないと確信いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 53 番と 54 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 53 番と 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 55 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 55 番です。申請人の譲受人が、美郷

町西郷田代の 77 歳の方。譲渡人が、大分県の方になります。申請地は、西郷田代字小川内、田 1 筆、600 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 9,237 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。譲渡人は大分県在住でこちらに戻ってこれないということで、数年前から譲受人に管理をお願いしていたようです。申請地は譲受人の自宅のすぐ下になり、継続という形になりますが、話し合いをして新たに契約することになったそうです。何も問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 55 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 55 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 56 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 56 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 35 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 60 歳の方です。申請地は、北郷入下字手番田、田 2 筆、4,672 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,640 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は 2 年程前にご主人を亡くし一人では管理できないため、近所に住む譲受人に管理をお願いしたそうです。譲受人はまだ若く農業に意欲もある方ですので、何の問題もないと思

います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 56 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 56 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は、原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 57 番と 58 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 57 番と 58 番ですが、譲渡人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 57 番と 58 番になります。譲渡人が同一で関連がありますのあわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 66 歳の方になります。

受付番号 57 番。譲受人が、延岡市の方になります。申請地は、南郷鬼神野字川原、田 1 筆、44 m²であります。申請理由は、32 年ほど前に法面崩壊防止のためコンクリート構造物を設置したが、売買の手続きを行う際に転用申請が行われていないことが判明したためとなっております。追認申請となります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、平成 3 年月日不詳となっております。

受付番号 58 番。譲受人は、美郷町南郷山三ヶの 64 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字川原、田 2 筆、722 m²であります。申請理由は、32 年ほど前に建築資材倉庫を建築したが、売買の手続きを行う際に転用申請が行われていないことが判明したためとなっております。追認申請となります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、平成 3 年月日不詳となっております。21 ページが地籍集成図、22・23 ページが始末書、24 ページが土地利用図、25～27 ページが現況写真になります。本案件は、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、周辺に農地もなく、始末書も添付されていることから追

認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。ただ今の事務局の説明のとおりですが、始末書は譲渡人の名で出ておりますが、実際は譲渡人の亡くなった父親が建築したものであります。父親は大工をしており、国道に面した土地に事務所がありました。その事務所に近い申請地に建築資材倉庫を建築したようです。57 番の譲受人が事務所を購入することになったため、事務所裏の申請地を転用し無償で提供するという事です。58 番の譲受人は元々鬼神野出身です。土地と建築資材倉庫をあわせて購入するという事で双方で話が出来ております。周辺に農地もなく、長年倉庫として使用していたため、転用しても問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 57 番と 58 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 57 番と 58 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。

続きまして、別冊の追加案件、議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

別冊の 1 ページをご覧ください。議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 59 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

別冊の 3 ページをお開きください。受付番号は 59 番です。所有権移転関係になります。所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 44 歳の方。所有権を移転する者が、山口県の方になります。所有権を移転する土地は、北郷宇納間字吉田、田 1 筆、1,079 m²であります。所有権の移転に伴う事項については、申請書明細のとおりです。所有権を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて

41,869 m²。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。4 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。菊池勇夫委員の担当地区になりますが、本日欠席のため代わりに説明いたします。所有権の移転を受ける者はまだ若いですが認定農業者です。申請地周辺も手広く耕作しています。所有権を移転する者は県外在住で、農地の管理ができないため今回の申請がまとまったようです。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 59 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 59 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、報告第 8 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

28 ページをお開きください。報告第 8 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

29 ページをお開きください。合意解約についてご説明いたします。土地の所在は北郷宇納間字琵琶原、田 2 筆、3,257 m²です。農地法第 3 条で賃貸借契約がなされていましたが、令和 5 年 3 月 31 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。この合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届け出を受理しました。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和 5 年第 5 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

